

秋田県総合評価落札方式試行要綱

(平成21年7月1日 建管－911)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の試行に関する事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 総合評価落札方式は、一般競争入札又は原則として予定価格が4千万円以上の条件付き一般競争入札に付す工事で、施工の確実性又は工事目的物の品質の確保等のため、入札者及び配置予定技術者の技術力等を評価することが望ましい工事について適用する。

2 適用対象工事の選定は、入札審査会（一般競争入札に付す工事にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す工事にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会等をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、総合評価落札方式の評価方式及び評価項目、評価方法、その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、入札審査会が決定する。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「適正化委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(評価方式及び評価項目)

第5条 総合評価落札方式の評価方式は、当該工事の規模や工事内容、技術的な工夫の余地等に応じて評価項目を設定し、次のとおり区分して採用する。

(1) 企業実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、発注者が求める工事内容の施工の確実性を確保するために、入札者及び配置予定技術者の同種工事の施工実績や工事成績等を技術力等の評価項目（以下、「実績等評価項目」という。）とし、入札価格と総合的に評価する。

(2) 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さく、工程や品質の管理、環境の維持や交通の確保等施工上特に配慮すべき事項（以下「配慮事項」という。）を有する工事について、発注者が求める工事内容の施工の確実性を確保するために、実績等評価項目のほか、配慮事項に係る施工計画を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。

(3) 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事について、総合コストの縮減、工事目的物の耐久性や維持管理の容易性等性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保等の社会的要請への対応（以下「要求事項」という。）を達成するために、実績等評価項目のほか、要求事項に係る技術提案を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。

(評価方法)

第6条 総合評価落札方式の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 価格の評価点（以下「価格評価点」という。）は、入札価格と予定価格に基づき算定する。

(2) 技術力等の評価点（以下「技術評価点」という。）は、前条の各評価方式毎に設定した評価項目について点数を配点し、各評価項目毎に設定した評価基準に基づく得点を加算して算定する。

2 価格及び技術等に係る評価は、前項で算定した価格評価点と技術評価点を加算した総合評価点をもって行う。

(入札公告)

第7条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式の適用工事であること

(2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）の内容及び提出日等必要事項

(4) 落札者の決定方法

(5) 総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置

(6) 技術資料等に係るヒアリングの有無

(7) 第8条第2項各号に掲げる事項

(8) その他必要な事項

(技術資料の提出)

第8条 入札者は、条件付き一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。

2 技術資料は、次により取り扱うものとする。

(1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。

(2) 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

(3) 技術資料の返却は行わないものとする。

(4) 技術資料のうち、施工計画及び技術提案の内容については公表しないものとする。

(技術資料の審査)

- 第9条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約当事者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。
- 2 契約当事者は、第5条（1）の企業実績評価型の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 3 前項において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。
- 4 前2項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前2項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- 5 契約当事者は、第5条（1）の企業実績評価型における入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。
- 6 契約当事者は、第5条（2）の施工計画型及び（3）の技術提案型の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

（落札者の決定方法）

- 第10条 契約当事者は、第5条（1）の企業実績評価型については、前条第2項及び第3項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条5項に基づく第1位の者を落札候補者とする。
- 2 契約当事者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課（室）入札審査会（再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあっては地方入札審査会）の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 3 第5条（2）の施工計画型及び（3）の技術提案型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部（局）入札審査会（再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあっては地方入札審査委員会）が行うものとする。この場合において、契約当事者は、第4条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 契約当事者は、第2項で決定された者及び第3項の採否の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
- （1）落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれ

があると認められるとき

(2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

- 5 第2項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、前条2項に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（前条3項のくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は前条第3項の方法により決定された最上位者をいう）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 6 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

- 第11条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管－2422）に定める様式第4号）を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という）を含まない）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(技術提案等の履行の確保)

- 第12条 落札者が提示した施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。
- 2 技術提案等が不履行の場合には、発注者及び落札者との間で責任の所在を協議し、落札者の責任により履行がなされなかった場合の取扱いとして、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行う旨を、入札公告文及び契約書において明らかにするものとする。
- 3 技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も前項と同様に措置する。
- 4 技術提案等が不履行の場合及び技術資料に虚偽の記載があった場合の措置について

は、入札審査会に諮り決定するものとする。

（技術提案の保護等）

第 13 条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはその限りでない。

（苦情の申立）

- 第 14 条 入札者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して 10 日（秋田県の休日を含めない。）以内に、書面により契約担当者に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含めない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して 7 日（休日を含めない。）以内に、書面により知事に対して再苦情申立を行うことができる。
- 4 知事は、前項の再苦情申立がなされたときは、適正化委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。
- 5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続については、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成 15 年 1 月 17 日付け建管－2261）の例によるものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、総合評価落札方式試行要綱（平成 17 年 1 月 20 日付け建管－2336）は廃止する。

附 則（平成 21 年 8 月 31 日建管－1284 一部改正）

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日建管－1757 一部改正）

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日建管－2377 一部改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日技管－453 一部改正）

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 23 日技管－80 一部改正）

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

附 則（令和５年４月２１日技管－４９ 一部改正）

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附 則（令和６年９月１１日技管－４３０ 一部改正）

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

■■〇〇年〇〇月〇〇日

（契約担当者）〇〇〇〇

1 工事概要等

- （1）工事概要は、当該「工事別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）による。
- （2）本工事は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格の他に、価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- （3）本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第9又は第10の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）秋田県建設業者等級格付名簿（発注概要書に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
- （3）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
- （4）発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- （5）競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- （6）営業所の所在地について、次のいずれかに該当すること。
 - ① 建設業法第3条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。
 - ② 「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」（以下「特例要領」という。）第5第4項（平成23年5月1日改正前の特例要領第6第

4項又は第5項を含む。)の規定(以下「合併特例」という。)に基づく営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

(7) 本工事に配置する監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者(以下「監理技術者等」という。)は次により配置されなければならないこと。

① 発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合

発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者(当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係(「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」(平成16年3月31日付け建管-3097)4の2)のただし書き以下の要件に該当する場合を含む。以下同じ。)にある者に限る。)を専任で配置できること。

② 発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合

当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。

(ただし、本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置される者を除く。)

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(9) 本工事の計画業務又は設計業務(これらの業務と一体的に行われる調査業務を含む。)を行った者でないこと。

(10) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。

(11) 秋田県公共事業電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)第3に基づく利用者登録を行っていること。

(12) その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

(13) 総合評価に係る技術提案等の内容が適正であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 秋田県総合評価落札方式試行要綱第5条に規定する評価方式は、発注概要書による。

(2) 総合評価は、入札価格に基づく価格評価点と価格以外の評価項目に係る「技術評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

(3) 価格評価点は、予定価格と調査基準価格(低入札価格調査を行う基準となる価格)との関係から、次式により算定する。

ア) 入札価格 ≥ 調査基準価格の場合

価格評価点 = $(100 - X) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

イ) 入札価格 < 調査基準価格の場合

価格評価点 = $(100 - X) \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$

ア)、イ)式において、Xは技術評価点の配点(最高点)

- (4) 技術評価点の配点、技術評価点の計算式、技術評価点に関する評価項目、基準配点、及び落札者が履行義務を負う項目は、発注概要書による。

4 技術提案等の履行の確保

- (1) 落札者が提示した施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）が不履行の場合には、発注者と落札者との間で責任の所在を協議するものとする。
- (2) 協議の結果、落札者の責任により履行がなされなかった場合の取扱いとして、再度の履行が可能であると認められるものについては、その内容を履行するものとする。
- (3) 再度の履行が困難又は合理的でないと認められないものについては、発注者は、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うことができる。併せて工事成績評定点の減ずる措置を行う。
- (4) 技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も、同様の措置を行うものとする。

5 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

「秋田県電子入札システム」の入札情報サービスによる。

- (2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

- (3) 技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す技術資料を併せて提出するものとする。なお技術資料は、次により取り扱うものとする。

- ① 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。
- ② 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- ③ 技術資料の返却は行わないものとする。
- ④ 施工計画及び技術提案を求める場合にあっては、その内容については公表しないものとする。

- (4) 入札参加資格の確認

※企業実績評価型の場合

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

※施工計画型、技術提案型の場合

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(6) 設計図書等の閲覧

① 本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(7) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、予定価格500万円未満の工事にあつては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）の規定による。

7 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」(平成27年3月2日建政-1900)によるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。(ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合にあつては2回までとする。)
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
(ただし、発注概要書に「入札参加者が1者であった場合は、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第10条第3項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない。)

8 技術資料の審査

※企業実績評価型の場合

- (1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。
- (2) 入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- (3) (2)において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。
- (4) (2)、(3)の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について(2)、(3)の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるも

のとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。

※施工計画型、技術提案型の場合

- (1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。
- (2) 技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

9 落札者の決定方法

※企業実績評価型の場合

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、8(2)、(3)に基づく技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。なお、入札者が1者であった場合は、8(5)に基づく第1位の者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、8(2)に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は8(3)の方法により最上位者を決定する。ただし、8(3)のくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及

び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

※施工計画型、技術提案型の場合

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を含めない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

1 1 配置予定技術者(監理技術者等の専任配置を要する場合)

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

1 2 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

※企業実績評価型の場合

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低価格」とあるのは「入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い」と読み替える。

※施工計画型、技術提案型の場合

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

- ① 入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- ② 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
- ③ 落札者は、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）及び配置要件を満たす者1名を、監理技術者等とは別に配置しなければならない。入札参加申請時に秋田県総合評価落札方式専任補助者（以下「専任補助者」という。）の配置を選択した工事において低入札価格調査を経て契約をする場合は、専任補助者の予定者を増員技術者（現場代理人と兼務）として配置するものとする。（契約後は専任補助者として取り扱わない。）

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

- ④ 低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- ⑤ 低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるも

のとする。

- (6) 発注概要書により余裕期間を設定する工事にあつては、その取扱いについては、余裕期間設定工事実施要綱（秋田県建設部長通知、平成29年2月17日付け建政－1488）によるものとする。
- (7) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱、秋田県総合評価落札方式試行要綱、秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの定めるところによる。

秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

■■〇〇年〇〇月〇〇日

（契約担当者）〇〇〇〇

1 工事概要等

- （1）工事概要は、当該「工事別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）による。
- （2）本工事は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格の他に、価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- （3）本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第9又は第10の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （1）特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）に関する要件
 - ① 本工事は、共同企業体による共同施工であること。
 - ② 共同企業体は自主結成であること。また、代表者の出資比率は構成員の中で最大であること。
 - ③ 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
 - ④ その他の共同企業体に関する要件は、発注概要書に記載のとおりであること。
- （2）共同企業体のすべての構成員に必要な要件
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 秋田県建設業者等級格付名簿（発注概要書に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
 - ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
 - ④ 発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている

こと。

- ⑤ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑥ 建設業法第3条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。
- ⑦ 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係（「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」（平成16年3月31日付け建管-3097）4の2）のただし書き以下の要件に該当する場合を含む。）にある者に限る。）を専任で配置できること。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑨ 本工事の計画業務又は設計業務（これらの業務と一体的に行われる調査業務を含む。）を行った者でないこと。
- ⑩ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑪ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
- ⑫ その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。
- ⑬ 総合評価に係る技術提案等の内容が適正であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 秋田県総合評価落札方式試行要綱第5条に規定する評価方式は、発注概要書による。
- (2) 総合評価は、入札価格に基づく価格評価点と価格以外の評価項目に係る「技術評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- (3) 価格評価点は、予定価格と調査基準価格（低入札価格調査を行う基準となる価格）との関係から、次式により算定する。

ア) 入札価格 $\geq$ 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = (100 - X)(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

イ) 入札価格 $<$ 調査基準価格の場合

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} = & (100 - X) \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \\ & + 0.5 (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \} \end{aligned}$$

ア)、イ) 式において、Xは技術評価点の配点（最高点）

- (4) 技術評価点の配点、技術評価点の計算式、技術評価点に関する評価項目、基準配点、及び落札者が履行義務を負う項目は、発注概要書による。

4 技術提案等の履行の確保

- (1) 落札者が提示した施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）が不履行の場合には、発注者と落札者との間で責任の所在を協議するものとする。
- (2) 協議の結果、落札者の責任により履行がなされなかった場合の取扱いとして、再度の履行が可能であると認められるものについては、その内容を履行するものとする。
- (3) 再度の履行が困難又は合理的でないと認められないものについては、発注者は、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うことができる。併せて工事成績評定点の減ずる措置を行う。
- (4) 技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も、同様の措置を行うものとする。

5 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

「秋田県電子入札システム」の入札情報サービスによる。

- (2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

- (3) 技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す技術資料を併せて提出するものとする。なお技術資料は、次により取り扱うものとする。

- ① 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。
- ② 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- ③ 技術資料の返却は行わないものとする。
- ④ 施工計画及び技術提案を求める場合にあっては、その内容については公表しないものとする。

- (4) 入札参加資格の確認

※企業実績評価型の場合

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

※施工計画型、技術提案型の場合

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(6) 設計図書等の閲覧

① 本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(7) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、予定価格500万円未満の工事にあつては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）の規定による。

7 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければ

ばならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

(4) その他

① 入札執行回数は、1回とする。

② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

（ただし、発注概要書に「入札参加者が1者であった場合は、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第10条第3項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない。）

8 技術資料の審査

※企業実績評価型の場合

(1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。

(2) 入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。

(3) (2)において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。

(4) (2)、(3)の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について(2)、(3)の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるも

のとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。

※施工計画型、技術提案型の場合

- (1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。
- (2) 技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

9 落札者の決定方法

※企業実績評価型の場合

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、8(2)、(3)に基づく技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。なお、入札者が1者であった場合は、8(5)に基づく第1位の者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、8(2)に基づく審査後の総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は8(3)の方法により最上位者を決定する。ただし、8(3)のくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及

び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

また、入札参加資格確認申請書等を電子入札システムにより提出した者にあつては、特定建設工事共同企業体入札参加申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の原本を併せて提出しなければならない。

※施工計画型、技術提案型の場合

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であつて次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。また、入札参加資格確認申請書等を電子入札システムにより提出した者にあつては、特定建設工事共同企業体入札参加申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の原本を併せて提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 配置予定技術者（監理技術者等の専任配置を要する場合）

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

12 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明

を求めることがある。

(3) 工期は、事情により変更することがある。

(4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

(5) 低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

※企業実績評価型の場合

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「入札した者の入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低価格」とあるのは「入札価格に基づく価格評価点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い」と読み替える。

※施工計画型、技術提案型の場合

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

- ① 入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- ② 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
- ③ 落札者（共同企業体の代表者）は、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす者1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

- ④ 低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、

別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

- ⑤ 低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。
- （６）発注概要書により余裕期間を設定する工事にあつては、その取扱いについては、余裕期間設定工事実施要綱（秋田県建設部長通知、平成２９年２月１７日付け建政－１４８８）によるものとする。
- （７）落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- （８）落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- （９）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱、秋田県総合評価落札方式試行要綱、秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの定めるところによる。

公告文例1…請負対応額8,000万円以上の場合、又は下請総額が5,000万円(建築一式工事の場合:8,000万円)以上と見込まれる工事の場合・総合評価(若手技術者・専任補助者の配置)

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号					
工事名		■■〇〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇〇〇工区			
工事場所					
予定工期					
工事概要					
予定価格		円(消費税及び地方消費税を含む。)			
低入札価格調査制度適用の有無		有			
総合評価落札方式適用の有無		有			
入札参加形態		単体			
入 札 参 加 資 格 要 件	■■〇〇年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工種 〇〇〇〇 工事 等級 〇 級		
	建設業法第3条規定	許可業種	〇〇 工事業		
		許可区分	特定建設業許可		
		営業所の所在地	主たる営業所が 〇〇管内(〇〇市、〇〇郡)		
	合併特例に基づく営業所の所在地		〇〇管内(〇〇市、〇〇郡)		
	同種工事の施工実績(※)	有効期間	公告の日から過去〇〇年以内・有効期間を設けない		
		工事の内容	〇〇工事を元請として完成させた実績		
		共同企業体出資比率	〇〇%以上		
	総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上		
	(配置予定技術者を選択の資格の場合)	施工管理技士等		いずれかの資格を有する者	
		技術士	技術部門		
			総合技術監理部門		
		監理技術者資格証	有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)	
			工種名	工事業	
		同種工事の工事経歴(※)	監理技術者の経歴の内容	〇〇工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
監理技術者の当該工事での役割		専任の監理技術者			

入札参加資格要件	(若手配置予定技術者等・専任補助者の資格者を選択の場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者	
		技術士	技術部門			
			総合技術監理部門			
		監理技術者資格証	有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)		
			工種名	工事業		
		同種工事の工事経歴(※)	若手技術者等の経歴の内容	過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験		
			専任補助者の経歴の内容	〇〇工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴		
		若手技術者等の当該工事での役割	専任の監理技術者			
専任補助者の当該工事での役割	現場代理人					
その他の事項	○入札参加申し込みの際に、監理技術者の配置又は若手技術者等及び専任補助者の配置のどちらかを選択すること。					

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(工事番号:)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号) イ 建設業許可通知書の写し(県外業者のみ) ウ 直近の総合評定値通知書の写し エ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号) オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式3号) カ 総合評価に係る技術資料	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 紙入札方式を承認された者は アの提出不要 秋田県〇〇地域振興局総務企画部〇〇課 〇〇〇〇へ上記の提出書類等を全て1部持参	
設計図書等の閲覧期間			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで
設計図書等に対する質問期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで
設計図書等に対する回答期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで
入札書の提出期間(サーバー停止時間は除く)			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
開札予定時刻			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 ○ ○ 時
落札決定通知日(予定)			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 ()
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局△△部□□課☆☆☆☆
		所在	
		電話	
その他の事項			

公告文例2…請負対応額4, 500万円(建築一式工事の場合:9, 000万円)以上であり、かつ、下請総額が5, 000万円(建築一式工事の場合:8, 000万円)未満と見込まれる工事の場合・総合評価(若手技術者・専任補助者の配置)

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号					
工事名		■■■■年度 ○○○○工事 ○○○○工区			
工事場所					
予定工期					
工事概要					
予定価格		円(消費税及び地方消費税を含む。)			
低入札価格調査制度適用の有無		有			
総合評価落札方式適用の有無		有			
入札参加形態		単体			
入 札 参 加 資 格 要 件	■■■■年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工種 等級 ○○○○ 工事 ○ 級		
	建設業法第3条規定	許可業種	○○ 工事業		
		許可区分	特定又は一般建設業許可		
		営業所の所在地	主たる営業所が ○○管内(○○市、○○郡)		
	合併特例に基づく営業所の所在地		○○管内(○○市、○○郡)		
	同種工事の施工実績(※)	有効期間	公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない		
		工事の内容	○○工事を元請として完成させた実績		
		共同企業体出資比率	○○%以上		
	総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上		
	(配置予定技術者選の択資の場合)	施工管理技士等		いずれかの資格を有する者	
		技術士	技術部門		
			総合技術監理部門		
		同種工事の工事経歴(※)	主任技術者の経歴の内容	○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
		主任技術者の当該工事での役割		専任の主任技術者	

入札参加資格要件	(若手技術者等・専任補助者を 配置予定技術者の資格 選択の場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者
		技術士	技術部門		
			総合技術監理部門		
		同種工事の工事経歴(※)	若手技術者等の経歴の内容	過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験	
			専任補助者の経歴の内容	〇〇工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
		若手技術者等の当該工事での役割		専任の主任技術者	
専任補助者の当該工事での役割		現場代理人			
その他の事項	入札参加申し込みの際に、主任技術者の配置又は若手技術者等及び専任補助者の配置のどちらかを選択すること。				

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(工事番号:)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間（サーバー停止時間は除く）		■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 後 ○ 時 まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1号） イ 建設業許可通知書の写し（県外業者のみ） ウ 直近の総合評定値通知書の写し エ 同種工事の施工実績及びその添付書類（様式2号） オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類（様式3号） カ 総合評価に係る技術資料	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 紙入札方式を承認された者は アの提出不要 秋田県〇〇地域振興局総務企画部〇〇課 〇〇〇〇へ上記の提出書類等を全て1部持参	
設計図書等の閲覧期間			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） まで
設計図書等に対する質問期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） まで
設計図書等に対する回答期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） まで
入札書の提出期間（サーバー停止時間は除く）			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 後 ○ 時 まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
開札予定時刻			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 ○ ○ 時
落札決定通知日（予定）			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ）
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局△△部□□課☆☆☆☆
		所在	
		電話	
その他の事項			

公告文例3…余裕期間制度を設定する工事

見込対応額8,000万円以上の場合、又は下請総額が5,000万円(建築一式工事の場合:8,000万円)以上と
 算定される工事の場合・総合評価(若手技術者・専任補助者の配置)

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号					
工事名		■■〇〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇〇〇工区			
工事場所					
予定工期					
工事概要					
予定価格		円(消費税及び地方消費税を含む。)			
低入札価格調査制度適用の有無		有			
総合評価落札方式適用の有無		有			
入札参加形態		単体			
入札参加資格要件	■■〇〇年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工種 等級	〇〇〇〇 工事 〇 級	
	建設業法第3条規定	許可業種		〇〇 工事業	
		許可区分		特定建設業許可	
		営業所の所在地		主たる営業所が 〇〇管内(〇〇市、〇〇郡)	
	合併特例に基づく営業所の所在地		〇〇管内(〇〇市、〇〇郡)		
	同種工事の施工実績(※)	有効期間		公告の日から過去〇〇年以内・有効期間を設けない	
		工事の内容		〇〇工事を元請として完成させた実績	
		共同企業体出資比率		〇〇%以上	
	総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上		
	(配置予定技術者を選択の資格の場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者
		技術士	技術部門		
			総合技術監理部門		
		監理技術者資格証	有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)	
			工種名	工事業	
同種工事の工事経歴(※)		監理技術者の経歴の内容		〇〇工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
監理技術者の当該工事での役割		専任の監理技術者			

入札参加資格要件	(若手配置予定技術者等・専任補助者の資格者を選択の場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者	
		技術士	技術部門			
			総合技術監理部門			
		監理技術者資格証	有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)		
		同種工事の工事経歴(※)	工種名	工事業		
			若手技術者等の経歴の内容	過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験		
			専任補助者の経歴の内容	〇〇工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴		
		若手技術者等の当該工事での役割	専任の監理技術者			
専任補助者の当該工事での役割	現場代理人					
その他の事項	入札参加申し込みの際に、監理技術者の配置又は若手技術者等及び専任補助者の配置のどちらかを選択すること。 (発注者指定方式の場合) ・本工事は、余裕期間設定工事であり、工事着手日は 年 月 日である。 ・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。 (任意着手方式の場合) ・本工事は、余裕期間設定工事であり、着手期限日は 年 月 日である。 ・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。					

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(工事番号:)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号) イ 建設業許可通知書の写し(県外業者のみ) ウ 直近の総合評価値通知書の写し エ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号) オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式3号) カ 総合評価に係る技術資料 キ 工事着手日報報告書(任意着手方式の場合のみ) (余裕期間設定工事実施要綱 別紙1)	
提出方法・提出先	秋田県電子入札システム	アの提出不要	
	紙入札方式を承認された者は	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〇〇課 〇〇〇〇へ上記の提出書類等を全て1部持参	
設計図書等の閲覧期間			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで
設計図書等に対する質問期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで
設計図書等に対する回答期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで
入札書の提出期間(サーバー停止時間は除く)			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
開札予定時刻			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 ○ ○ 時
落札決定通知日(予定)			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 ()
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局△△部□□課☆☆☆☆
		所在	
		電話	
その他の事項			

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号							
工事名		■■■■年度 ○○○○工事 ○○○○工区					
工事場所							
予定工期							
工事概要							
予定価格		円(消費税及び地方消費税を含む。)					
低入札価格調査制度適用の有無		有					
総合評価落札方式適用の有無		有					
入札参加形態		特定建設工事共同企業体					
共同企業 体の要件	結成形態	○者による自主結成					
	出資比率	10分の○以上					
入札参加資格要件	代表者の要件	■■■■年度秋田県建設業者等級格付名簿	格付工種	○○○○ 工事			
			等級	○ 級			
		建設業法第3条規定	許可業種	○○ 工事業			
			許可区分	特定建設業許可			
			営業所の所在地	主たる営業所が 秋田県内			
		同種工事の施工実績(※)	有効期間	公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない			
			工事の内容	○○工事を元請として完成させた実績			
			共同企業体出資比率	○○%以上			
		総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上			
		配置 選択 (監視技術者の資格)	施工管理技士等	技術部門	いずれかの資格を有する者		
				技術士			総合技術監理部門
				監理技術者資格証			有無
			同種工事の工事経歴(※)	工種名	工事業		
				監理技術者の経歴の内容	○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴		
	専任の監理技術者						
配置 選択 (若手技術者等の資格)	施工管理技士等		技術部門	いずれかの資格を有する者			
			技術士			総合技術監理部門	
			監理技術者資格証			有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)
	同種工事の工事経歴(※)		工種名	工事業			
		若手技術者等の経歴の内容	過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験				
			○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴				
	若手技術者等の当該工事での役割		専任の監理技術者				
	専任補助者の当該工事での役割		現場代理人				

入札参加資格要件	構成員1の要件	■■○○年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工程等級	○○○○ 工事 ○ 級	
		建設業法第3条規定	許可業種		○○ 工事業	
			許可区分		特定建設業許可	
			営業所の所在地		主たる営業所が 秋田県内	
		同種工事の施工実績(※)	有効期間		公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない	
			工事の内容		○○工事を元請として完成させた実績	
			共同企業体出資比率		○○%以上	
		総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上		
		配置予定技術者の資格 (主任技術者を選択した場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者
			技術士	技術部門		
	総合技術監理部門					
	同種工事の工事経歴(※)		主任技術者の経歴の内容		○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
			主任技術者の当該工事での役割			専任の主任技術者
	(若手配置予定技術者等・専任補助者を選択した場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者	
		技術士	技術部門			
			総合技術監理部門			
		同種工事の工事経歴(※)	若手技術者等の経歴の内容		過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験	
			専任補助者の経歴の内容			○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴
		若手技術者等の当該工事での役割		専任の主任技術者		
		専任補助者の当該工事での役割		現場代理人		
構成員2の要件		■■○○年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工程等級	○○○○ 工事 ○ 級	
	建設業法第3条規定	許可業種		○○ 工事業		
		許可区分		特定建設業許可		
		営業所の所在地		主たる営業所が 秋田県内		
	同種工事の施工実績(※)	有効期間		公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない		
		工事の内容		○○工事を元請として完成させた実績		
		共同企業体出資比率		○○%以上		
	総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上			
	配置予定技術者の資格 (主任技術者を選択した場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者	
		技術士	技術部門			
総合技術監理部門						
同種工事の工事経歴(※)		主任技術者の経歴の内容		○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴		
		主任技術者の当該工事での役割			専任の主任技術者	
(若手配置予定技術者等・専任補助者を選択した場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者		
	技術士	技術部門				
		総合技術監理部門				
	同種工事の工事経歴(※)	若手技術者等の経歴の内容		過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験		
		専任補助者の経歴の内容			○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
	若手技術者等の当該工事での役割		専任の主任技術者			
	専任補助者の当該工事での役割		現場代理人			

入札参加資格要件	構成員3の要件	■■■■年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工種	○○○○	工事		
				等級	○	級		
		建設業法第3条規定	許可業種		○○	工事業		
			許可区分		特定建設業許可			
			営業所の所在地		主たる営業所が 秋田県内			
		同種工事の施工実績(※)	有効期間		公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない			
			工事の内容		○○工事を元請として完成させた実績			
			共同企業体出資比率		○○%以上			
		総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)					工事 点以上	
		配置予定技術者の資格 (主任技術者の場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者		
			技術士	技術部門				
				総合技術監理部門				
			同種工事の工事経歴(※)	主任技術者の経歴の内容		○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴		
				主任技術者の当該工事での役割				専任の主任技術者
			(若手配置予定技術者の場合・専任補助者を)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者	
		技術士		技術部門				
				総合技術監理部門				
		同種工事の工事経歴(※)		若手技術者等の経歴の内容		過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験		
専任補助者の経歴の内容				○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴				
若手技術者等の当該工事での役割		専任の主任技術者						
専任補助者の当該工事での役割		現場代理人						
入札参加申し込みの際に、監理技術者(又は主任技術者)の配置又は若手技術者等及び専任補助者の配置のどちらかを選択すること。 ・若手技術者等及び専任補助者を配置することができるのは、代表者及び構成員のうち、1社のみとす ・専任補助者と監理技術者等との兼務は認めない。 ・専任補助者を含め、現場代理人は、1名しか配置することができない。								
							その他の事項	

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(工事番号:)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで	
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号) イ 建設業許可通知書の写し(県外業者のみ) ウ 直近の総合評定値通知書の写し エ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号) オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式3号) カ 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 キ 特定建設工事共同企業体協定書 ク 総合評価に係る技術資料 (注:エ～オは構成員ごとに別葉とすること。) 		
		提出方法・提出先 (代表者が行う。)	秋田県電子入札システム アの提出不要 紙入札方式を承認された者は 秋田県〇〇地域振興局総務企画部〇〇課 〇〇〇〇へ上記の提出書類等を全て1部持参	
設計図書等の閲覧期間			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで	
設計図書等に対する質問期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで	
設計図書等に対する回答期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () まで	
入札書の提出期間(サーバー停止時間は除く)			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで	
紙入札者の入札書の提出先			秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇	
開札予定時刻			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 ○ ○ 時	
落札決定通知日(予定)			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日 ()	
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇	
		所在		
		電話		
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局△△部□□課☆☆☆☆	
		所在		
		電話		
その他の事項				

公告文例5… 特定建設工事共同企業体(2者JV)を活用する場合で、代表者を準県内業者まで認める場合・総合評価(若手技術者・専任補助者の配置)

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号						
工事名		■■■■年度 ○○○○工事 ○○○○工区				
工事場所						
予定工期						
工事概要						
予定価格		円(消費税及び地方消費税を含む。)				
低入札価格調査制度適用の有無		有				
総合評価落札方式適用の有無		有				
入札参加形態		特定建設工事共同企業体				
共同企業 体の要件	結成形態	○者による自主結成				
	出資比率	10分の○以上				
入 札 参 加 資 格 要 件	代 表 者 の 要 件	■■■■年度秋田県建設業 者等級格付名簿	格付工種	○○	工事	
			等級	○	級	
		建設業法 第3条規定	許可業種	○○	工事業	
			許可区分	特定建設業許可		
			営業所の所在地	主たる営業所が秋田県内又は営業所が秋田県内(準県内業者に限る。)		
		同種工事の施 工実績(※)	有効期間	公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない		
			工事の内容	○○工事を元請として完成させた実績		
			共同企業体出資比率	○○%以上		
		総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上		
		配置 予 定 技 術 者 の 資 格 (監 理 技 術 者 を 選 択 の 場 合)	施工管理技士等		いずれか の資格を 有する者	
			技術士	技術部門		
				総合技術監理部門		
			監理技術 者資格証	有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)	
				工種名	工事業	
			同種工事 の工事経 歴(※)	監理技術者の経歴 の内容	○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落 札方式専任補助者として従事した経歴	
		監理技術者の当該工事での役割		専任の監理技術者		
		(若 手 配 置 予 定 技 術 者 等 の 資 格 (若 手 技 術 者 等 の 専 任 補 助 者 を 選 択 の 場 合)	施工管理技士等		いずれか の資格を 有する者	
			技術士	技術部門		
				総合技術監理部門		
			監理技術 者資格証	有無	有(監理技術者講習修了履歴を含む。)	
	工種名		工事業			
同種工事 の工事経 歴(※)	若手技術者等の経歴 の内容		過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者と しての施工経験			
	専任補助者の経歴 の内容		○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落 札方式専任補助者として従事した経歴			
若手技術者等の当該工事での役割			専任の監理技術者			
専任補助者の当該工事での役割		現場代理人				

入札参加資格要件	構成員1の要件	■■○○年度秋田県建設業者等級格付名簿		格付工種	○○○○	工事	
				等級	○	級	
		建設業法第3条規定	許可業種		○○	工事業	
			許可区分		特定建設業許可		
			営業所の所在地		主たる営業所が 秋田県内		
		同種工事の施工実績(※)	有効期間		公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない		
			工事の内容		○○工事を元請として完成させた実績		
			共同企業体出資比率		○○%以上		
		総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)				工事 点以上	
		配置予定技術者の資格 (主任技術者の場合)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者	
	技術士		技術部門				
			総合技術監理部門				
	同種工事の工事経歴(※)		主任技術者の経歴の内容		○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴		
			主任技術者の当該工事での役割			専任の主任技術者	
	(若手配置予定技術者の場合・専任補助者を)	施工管理技士等			いずれかの資格を有する者		
		技術士	技術部門				
			総合技術監理部門				
		同種工事の工事経歴(※)	若手技術者等の経歴の内容		過去3年間に秋田県発注工事で監理技術者又は主任技術者としての施工経験		
			専任補助者の経歴の内容			○○工事に監理技術者、主任技術者又は秋田県総合評価落札方式専任補助者として従事した経歴	
		若手技術者等の当該工事での役割		専任の主任技術者			
専任補助者の当該工事での役割		現場代理人					
入札参加申し込みの際に、監理技術者(又は主任技術者)の配置又は若手技術者等及び専任補助者の配置のどちらかを選択すること。 ・若手技術者等及び専任補助者を配置することができるのは、代表者及び構成員のうち、1社のみとする。 ・専任補助者と監理技術者等との兼務は認めない。 ・専任補助者を含め、現場代理人は、1名しか配置することができない。 ○入札参加資格要件における代表者の「準県内業者」の要件 建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの。							

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(工事番号:)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () 午 前 〇 時 から ■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () 午 後 〇 時 まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号) イ 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 ウ 特定建設工事共同企業体協定書 エ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号) オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式3号) カ 総合評価に係る技術資料 キ 直近の総合評定値通知書の写し ク 建設業許可通知書の写し ケ 秋田県内にある営業所等の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の名簿(提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの) コ 秋田県内にある営業所等の社員が記載されている健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類) サ 秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し(氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分で可)又は提出日の3ヶ月以内に発行された住民票(個人番号が記載されていないものに限る。)の写し シ 建設業許可申請書(受付印のあるもの)の写し及び同申請書別紙2営業所一覧表の写し (注: エ～オは構成員ごとに別葉とすること。ク～シは準県内業者のみ提出すること。)	
	提出方法・提出先(代表者が行う。)	秋田県電子入札システム	アの提出不要
		紙入札方式を承認された者は	秋田県〇〇地域振興局総務企画部〇〇課 〇〇〇〇へ上記の提出書類等を全て1部持参
設計図書等の閲覧期間			■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () から ■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () まで
設計図書等に対する質問期限			■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () まで
設計図書等に対する回答期限			■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () まで
入札書の提出期間(サーバー停止時間は除く)			■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () 午 前 〇 時 から ■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () 午 後 〇 時 まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
開札予定時刻			■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 () 午 〇 〇 時
落札決定通知日(予定)			■ ■ 〇 年 〇 月 〇 日 ()
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局△△部□□課☆☆☆☆
		所在	
		電話	
その他の事項			

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号			
工事名		■■○○年度○○○○工事 ○○○○工区	
工事場所			
予定工期			
工事概要			
予定価格		円(消費税及び地方消費税を含む。)	
低入札価格調査制度適用の有無		有	
総合評価落札方式適用の有無		有	
入札参加形態		単体	
入 札 参 加 資 格 要 件	■■○○年度秋田県建設業 者等級格付名簿	格付工種	○○○○ 工事
		等級	○ 級
	建設業法 第3条規定	許可業種	○○ 工事業
		許可区分	特定又は一般建設業許可
		営業所の所在地	主たる営業所が ○○管内(○○市、○○郡)
	合併特例に基づく営業所の所在地		○○管内(○○市、○○郡)
	同種工事の施 工実績(※)	有効期間	公告の日から過去○○年以内・有効期間を設けない
		工事の内容	○○工事を元請として完成させた実績
		共同企業体出資比率	○○%以上
	総合評定値(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3の規定により算出された直近値)(※)		工事 点以上
主任技術者の当該工事での役割		専任を要しない主任技術者	
その他の事項			

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

(工事番号:)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間（サーバー停止時間は除く）		■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 後 ○ 時 まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号) イ 建設業許可通知書の写し(県外業者のみ) ウ 直近の総合評定値通知書の写し エ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号) オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式3号) カ 総合評価に係る技術資料	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 紙入札方式を承認された者は アの提出不要 秋田県〇〇地域振興局総務企画部〇〇課 〇〇〇〇へ上記の提出書類等を全て1部持参	
設計図書等の閲覧期間			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） まで
設計図書等に対する質問期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） まで
設計図書等に対する回答期限			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） まで
入札書の提出期間（サーバー停止時間は除く）			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 前 ○ 時 から ■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 後 ○ 時 まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
開札予定時刻			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ） 午 ○ ○ 時
落札決定通知日（予定）			■ ■ ○ 年 ○ 月 ○ 日（ ）
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局総務企画部[総務]経理課〇〇〇〇
		所在	
		電話	
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県〇〇地域振興局△△部□□課☆☆☆☆
		所在	
		電話	
その他の事項			

工事別発注概要書

C. 総合評価に関する事項

(工事番号:)

評価方式	〇〇型	
技術評価点の配点	実績等評価項目の配点(B ₁)	□□ 点
	実績等評価項目の基準配点の合計(b ₁)	■ ■ 点
	施工計画の配点(B ₂)	◇◇ 点
	技術提案の配点(B ₃)	◆◆ 点
	合計(X) ※B ₁ +B ₂ +B ₃	△△ 点
技術評価点の 計算式	技術評価点 = 実績等評価分に係る獲得点数 × B ₁ / b ₁ + 施工計画に係る獲得点数 + 技術提案に係る獲得点数 (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点	100点－技術評価点の合計(X)	〇〇 点

総合評価に係る技術資料	総合評価落札方式【建設工事】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料 ※必須
	職業体験等受入実施証明書(別記様式1) ※必要に応じ添付
	賃金引き上げに係る実績確認について(別記様式2) ※必要に応じ添付
	施工計画(施工計画様式－1～3) ※施工計画型の場合に添付
	技術提案書(技術提案様式) ※技術提案型の場合に添付

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
1	企業の同種工事の施工実績	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同種工事	例1: 〇〇工の施工実績が〇〇m以上 例2: 〇〇工及び△△工 例3: 〇〇工
		類似工事	例1: 〇〇工の施工実績が△△m以上 例2: 〇〇工又は△△工 例3: △△工
2	企業の同格付工種における 工事成績評定点(平均点)	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	例: 一般土木工事
		該当年度	例: ■ ■ 〇〇年度の工事成績評定点とする。
3 (Ⅰ)	企業の優良工事表彰	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	例: 一般土木工事
3 (Ⅱ)	企業の優良工事表彰	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同格付工種	例: 一般土木工事
4	企業の適切な就労環境への取組	基準配点	1.5 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		履行義務	有(活用の申告がある場合)
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行がなされなかった場合、5点減点する。
5-1	主たる営業所の所在	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価する営業所	例: 鹿角管内

5-2	主たる営業所の所在	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価する営業所	例：中央ブロック
5-3	主たる営業所の所在	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価する営業所	例：県南ブロック
6	災害協定に基づく活動実績	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
7	企業の特定工事の受注実績	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
8	企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組	基準配点	4 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
9	モデル工事への取組	基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		評価内容	ICT活用工事(指定工種)
			週休2日制工事 女性技術者活躍工事
10	企業の賃金水準の向上に向けた取組	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
11	主要材料の製造・施工の管理体制	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		対象プラント	例：コンクリートプラント
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率に応じて、次の通り減点する。
			・履行率が50%未満 ・履行率が50%以上70%未満 ・履行率が70%以上100%未満
12	船舶の所有状況 (海上土木工事について適用)	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
13	舗装機械の所有状況 (舗装工事について適用)	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
14	建築物解体機械の所有状況 (建物解体工事について適用)	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
15	公共土木施設の 維持管理業務の実績	基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
16	低入札受注による警告、指名 差し控え、指名停止	基準配点	0 点（－2点）
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
17	若手又は女性技術者の育成	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
18	配置予定技術者の同種工事の 施工実績	基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		同種工事	例1：〇〇工の施工実績が〇〇m以上 例2：〇〇工及び△△工 例3：〇〇工
		類似工事	例1：〇〇工の施工実績が△△m以上 例2：〇〇工又は△△工 例3：△△工

19	配置予定技術者の 工事成績評定点(最高点)	基準配点	3 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		同格付工種	例:一般土木工事	
20	配置予定技術者の 継続教育(CPD)の取組	基準配点	1 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
21	配置予定技術者の保有資格	基準配点	2 点	
		評価基準	例:コンクリート主任技師	2 点
			例:コンクリート技師	1 点
			秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
22	登録基幹技能者等の配置	基準配点	1 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		履行義務	有	
		履行がなされな かった場合の工 事成績評定点を 減ずる措置の内 容	履行がなされなかった場合、5点減点する。	

①工程管理に係る技術的所見

			提出様式	施工計画様式－1		
施工計画	配点	5 点		評価	評価の視点の評価基準	基準配点
	評価事項(1)		評価基準	良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5 点
	【例】(ア) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫			可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1 点
				不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0 点
	評価事項(2)		評価基準	良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5 点
	【例】(イ) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫			可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1 点
				不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0 点

②品質管理に係る技術的所見

評価テーマ		提出様式	施工計画様式－2			
【例】軟弱地盤対策						
施工計画	配点	5 点		評価	評価の視点の評価基準	基準配点
	評価事項(1)		評価基準	良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5 点
	【例】(ア) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫 <th>可</th> <td>共通仕様書で規定されている内容程度の記載</td> <td>1 点</td>			可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1 点
				不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0 点
	評価事項(2)		評価基準	良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5 点
	【例】(イ) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫 <th>可</th> <td>共通仕様書で規定されている内容程度の記載</td> <td>1 点</td>			可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1 点
				不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0 点

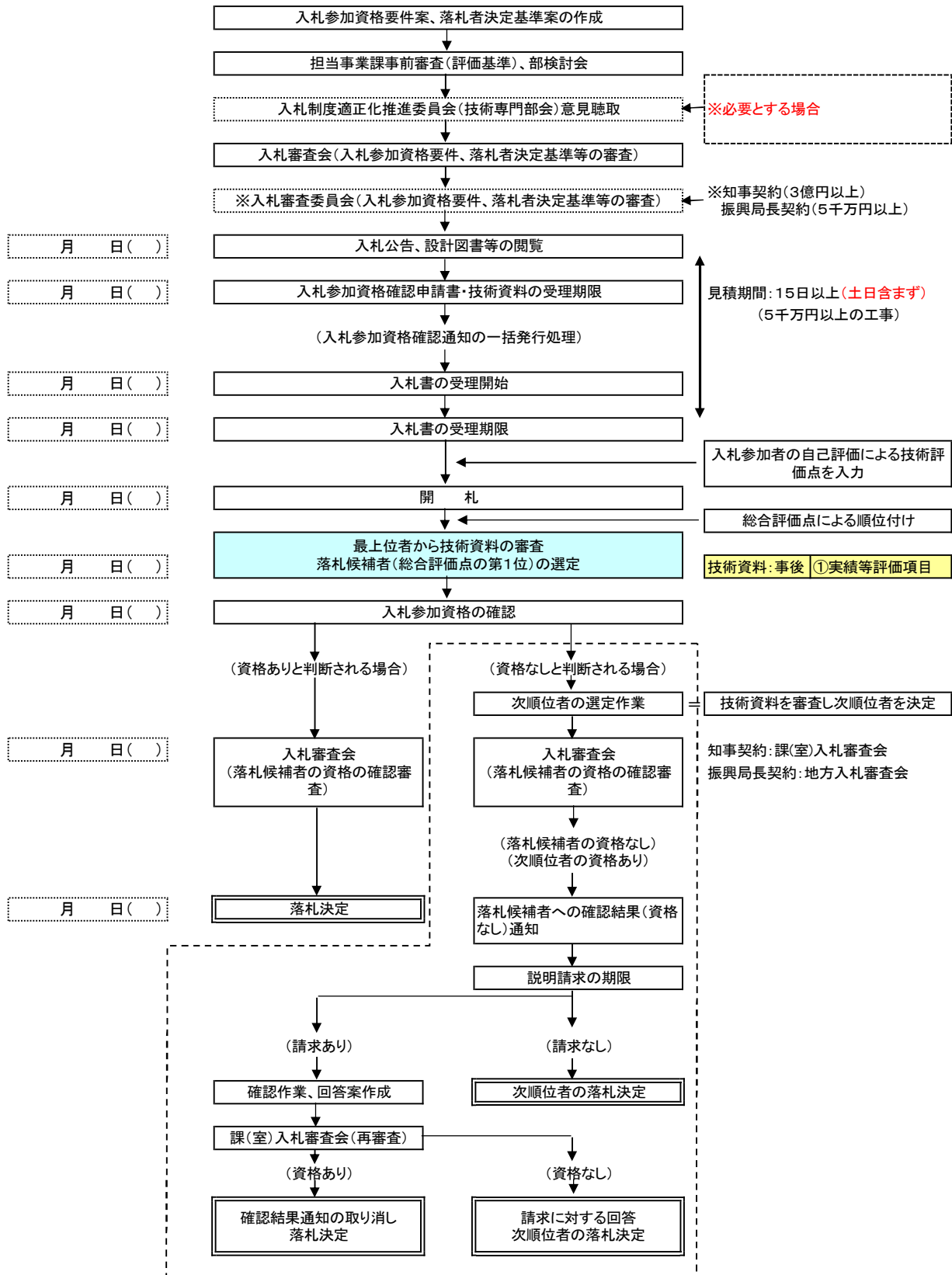
③施工上の対処すべき技術的所見

			提出様式	施工計画様式－3		
施工計画	配点	5 点		評価	評価の視点の評価基準	基準配点
	評価事項(1)		評価基準	良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5 点
	【例】(ア) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫			可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1 点
				不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0 点
	評価事項(2)		評価基準	良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5 点
	【例】(イ) より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫			可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1 点
				不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0 点

提案した施工計画の履行義務	有	履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率が50未満	-10 点
			履行率が50%以上70%未満	-8 点
			履行率が70%以上80%未満	-5 点
			履行率が80%以上100%未満	-3 点

技術提案	①総合コストの縮減、②工事目的物の性能・機能の向上、③社会的要請への対応から一つを設定	配点	10 点	
	評価内容	評価基準	a.	10 点
			b.	7.5 点
			c.	5.0 点
			d.	2.5 点
			e.	0 点
		最低限の要求要件	〇〇〇が〇〇以下であること	
	提出様式	別記様式5		
	履行義務	有		
履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率に応じて、次の通り減点する。 ・履行率が50%未満 ・履行率が50%以上70%未満 ・履行率が70%以上80%未満 ・履行率が80%以上100%未満			

(企業実績評価型)



〔 施工計画型
技術提案型 〕

